

求められた。また、同様に退去強制手続の中での口頭審理手続への参加はまだ経験がないが、難しいのではないかと思われる。

裁判所での一般民事上の弁論準備については、以前は難しかったと感じていたが、現在の運用は相手方の代理人弁護士が了解なら裁判所はかまわないので、和解の席上も法科大学院の学生の同席が認められた。

ただ、民事に比較すると家事は厳しく、審判手続きへの参加は認められなかった。

より質の高い教育と、社会が求める法曹を育成していく上でもより深く密度の高いものとしていく必要を感じている。

5 まとめ

以上のとおり、エクスターは短期間でもあり、様々な限界をもっているものの、それを上回る大きな意義を学生にも感じてもらっていると思うし、法曹というものの姿を真に感じてもらう大きなチャンスである。

1はじめに

法科大学院や公共政策大学院などの専門職大学院の設置等の新たな人材供給源に対応するとともに、行政課題が複雑化・高度化、グローバル化する中、効率的で質の高い行政運営を行うためには、公務部門に高い志をもつ多様で有為な人材を確保していくことが喫緊の課題である。インターンシップそれ自体は、直接採用活動に結びつくものではないが、有為で志の高い学生に公務現場を体験してもらうことを通じて、行政に対する理解を深めてもらう意義のある機会である。

当初、公共政策大学院側から、公務に関心の高い者が多数入学しており、実際の現場で政策が形成される過程に触れるなどを通じて、多面的な視点からの政策課題の把握・理解、解決策の検討、さらには実行可能性の検証などを直接体験させることとは、効果的な教育機会であることから、インターンシップを是非実施して欲しいとの要請があったことを踏まえ、平成19年度から公共政策大学院生を対象とするインターンシップを実施している。

その後、法科大学院側からも、法科大学院在学生は、法科大学院で修得した知識と能力を、狭い意味での法曹（裁判官、検察

エクスター・シンポジウム

霞が関法科大学院生インターンシップの課題

新生 政信（人事院）

官、弁護士）だけでなく、企業法務や公務、

さらに国際機関などで活用することが重要であると認識しており、公共政策大学院生インターンシップと同様に、法科大学院生にとっても政策形成過程などを実際に体験させることは大変効果的な教育機会であるので協力して欲しいとの要請があり、法科大学院生を対象としたインターンシップを平成21年度から実施している。

法科大学院生インターンシップは夏季と冬季の年2回、公共政策大学院生インターンシップは夏季の年1回、実施している。

2 法科大学院生インターンシップの概要

(1) 目的

将来、国の行政機関を含めた我が國のある分野で幅広く活躍することが期待される有為の法科大学院生に対して行政実務に係る就業体験の機会を付与することにより、法科大学院が教育の一環として行うエクスター・シンポジウムに協力するとともに、行政に対する理解を深めてもらうことを目的としている。

(2) 受入予定者の決定方法

1 人事院は各府省から申し出のあった研究課題、実習内容等を取りまとめ一覧と

してインターンシップに学生を参加させる法科大学院に示す。

- 2 参加法科大学院は、実習参加希望学生が作成した調査票を取りまとめて人事院に提出する。
- 3 参加府省は、参加を希望する学生が作成した調査票に基づき受入予定者の選考を行う。

なお、調査票で確認できない事項等について、電話により確認（最低必要限度の確認にとどめる。）することができる。

- 4 調査票には、第1希望から第3希望までの研究課題を記入することができるため、通常、受入予定者の決定は3回に分けて行われることになる。平成24年度夏季に実施した第7回震が開法科大学院生インターンシップにおいては、受入予定者の決定が以下のとおり行われた。

- ① 第1回選考 平成24年5月14日（月）～5月22日（火） 每回、各府省と学生の希望とがマッチング直前に中止となつた。
- ② 第2回選考 平成24年5月24日（月）～6月5日（火） グしなかったり、大学院から応募がなかつたりして、受入者数及び受入大学院数はその年によって異なる。第1回から第7回までの申込者数、受入者数等の推移は、次のグラフのとおりである。
- ③ 第3回選考 平成24年6月7日（木）～6月14日（木）

(3) スケジュール〈夏季の場合〉

- 7月～9月に各府省で実習
- 実習は概ね2週間を基本
- 実習開始に当たり、オリエンテーションを人事院で実施

○実習終了、学生は報告書を作成して人事院に提出する。人事院は報告書を取りまとめるとともに、実習修了者に修了証書を授与する。

(4) これまでの実施状況など

法科大学院生インターンシップは、第1回は7大学院から30名の実習生を、人事院はじめ内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省など13府省で受け入れて実習した。

第4回は、平成23年2月から3月に実施したが、東日本大震災への対応等が発生したため、警察庁で3月中旬から受け入れを予定していた11名について実習受け入れ直前に中止となつた。

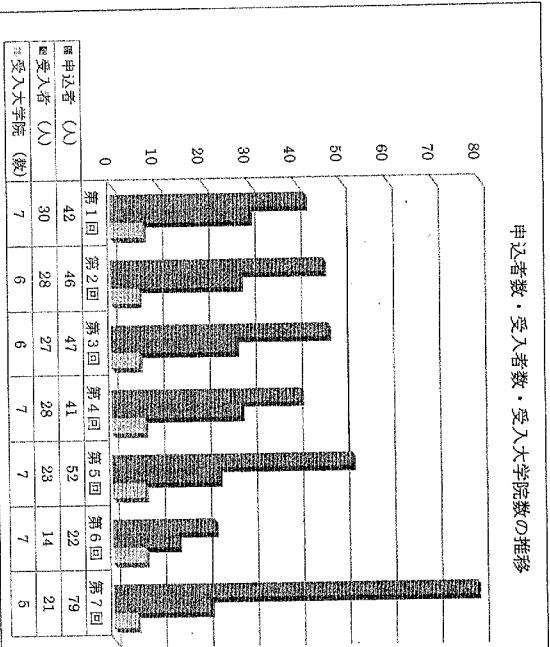
3 第7回震が開法科大学院生インターンシップの実施結果

〔受入れ府省〕（ ）内は人数

会計検査院（1）、内閣府（1）、警察庁（2）、金融庁（1）、総務省（2）

法務省（2）、外務省（1）、財務省（1）、文部科学省（2）、厚生労働省（5）
国土交通省（1）、環境省（1）、防衛省（1）
(計13府省 21人)

〔学生の在籍する法科大学院〕（ ）内は人数
東京大学（8）、京都大学（1）、一橋大学（2）、慶應義塾大学（5）
(計15大学院 21人)
早稲田大学（5）

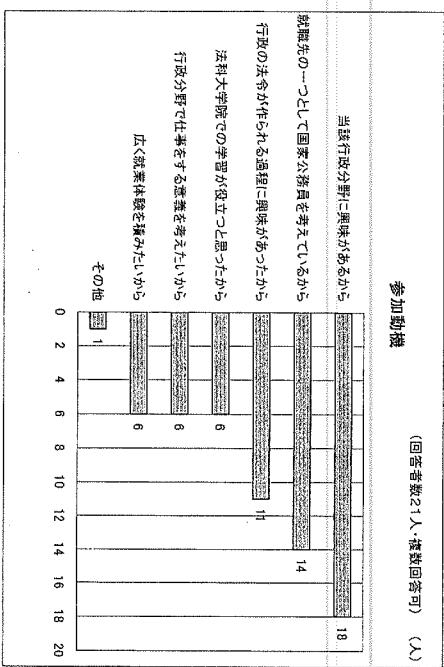


※参考(研究課題と受入状況)

府省名	研究課題	受入人数
会計検査院	会計検査に関する法制実務	1名
内閣府	公共サービス改革法における公金・債権の徴収業務の取扱いに関する実務	1名
警察庁	これから暴力団排除の在り方の研究	2名
金融庁	金融庁所管法令に関する行政実務	1名

総務省	地方自治行政に関する行政実務	1名
	情報通信産業・技術にかかる政策の企画・立案について	1名
法務省	法令の立案に関する事務	1名
外務省	国際研修実施業務及びそれに付随する各種関連資料の作成	1名
財務省	国有財産の管理処分に関する制度改革等への対応	1名
文部科学省	私立学校法等に関する行政実務	1名
	我が国の教員の養成、採用及び研修に関する施策	1名
厚生労働省	労働安全衛生法令に関する行政実務	2名
国土交通省	国土交通行政に係る政策提言	1名
環境省	環境影響評価法制に関する行政実務	1名
防衛省	国際的な安全保障環境改善のための取組み	1名

※ 第7回霞が関法科大学院生インターンシップ参加学生に対するアンケート結果(抜粋)



4 受入れに当たつての問題点

第1回から第7回までの総応募者数は

329人に対して、受入者数は171人となっており、約2倍弱の競争率である。受け入れられた学生と遙かに漏れた学生の応募書類

の記載内容(応募理由、希望課題に対する希望理由、自己PR)を比較してみると、受け入れられた学生の応募書類では、例えば、

- 公務に興味を持ち、選択肢として国家公務員も考えている。

- 身内の介護をしていて、医療や介護制度の恩恵を受ける側に立ってみて、政策で助けて欲しい、こういう政策をしてもらいたいなどと思うようになり、現場の最前線に是非触れてみたい。

など、その記載内容からこのインターン

シップによせる熱意や目的意識がはつきり伝わってくるものが多い。これに対して、受け入れられなかつた学生の応募書類で

は、例えば、

- 弁護士を志望しているが、見聞を広めた

い。

- 労働法を勉強しているので、厚生労働省を希望する。

というように、応募動機が不明確であったり、単位取りだけの目的でインターンシッ

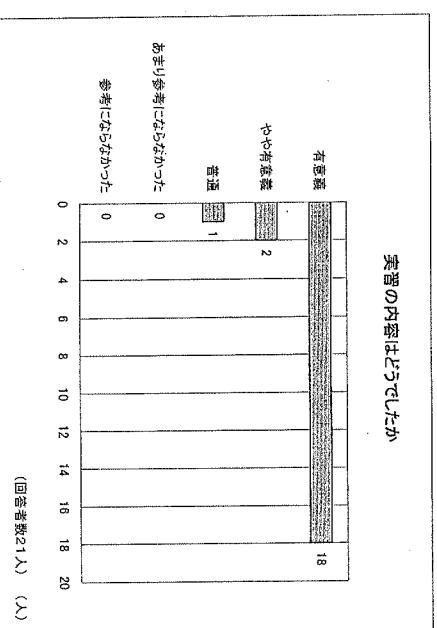
トに参加するのではないかと疑いたくなるようなものが多いように感じる。

5 霞が関法科大学院生インターンシップの課題

受入側である各府省の職員は、忙しい中、

約2週間、指導教官として、会議に参加させたり、法令の企画立案や法解釈、資料の作成の仕方を教えたり、人事院に提出する報告書作成のアドバイスなどを行い、実習生が帰宅したあと、本来の仕事をしているのが実情である。

こうした中で一部の省庁には、法科大学院生インターンシップへの協力に難色を示



し始める向きもあるが、教育の一環でもあり、また優秀な学生に公務への関心をもつていただけた絶好の機会であるので、協力をお願いしている。

先日、法科大学院生インターンシップを担当する先生との意見交換をする機会があつた。参加された先生方は、霞が関法科大学院生インターンシップが立ち上がり経緯を良くご存じだったので、その場でも申し上げたが、霞が関法科大学院生インターンシップを立ち上げた時の当初の大半側をはじめ我々の思いと学生の思いが大きく乖離してしまっているのではないかと懸念している。

6 最後に

本年度（平成24年度）から新たに実施した総合職試験を振り返って見ると、私個人の印象ではあるが、法科大学院生の中に行っていない者や「試し」受験として受験している者が多數いるのではないかと思つている。

また、人物試験の面接官としての印象だが、やはり法科大学院生の多くが志望動機が抽象的であったり、応答が画一的であるなど、高い評価を得るには厳しい状況であったように感じた。

本年度から院卒者試験として学部生とは別に試験を行っているので、法科大学院生がコミュニケーション能力や積極性の面で公務に高い指向性を有する公共政策大学院生と比較するとかなり見劣りする実態が顕著になつたように思う。

しかしながら、司法試験合格者を含め法科大学院生についての府省側の潜在的な採用意欲は、依然として高いものがあるのも事実であることから、法科大学院で修得した知識と能力を公務で活用することが重要であると考えておられるなら、法科大学院の教育の一環として採用に結びつくような就職意欲も含めて指導していただきたい。

※ 文中、意見にわたる部分は私見である。

エクスター・シンポジウム パネルディスカッション

— 法科大学院学生と実務現場を繋ぐ —

日時：2012年12月1日（土）16：30～17：50
場所：早稲田大学早稲田キャンパス2号館（法科大学院棟）2階202教室
パネリスト：
新生改憲（人事院）・川嶋四郎（同志社大学法学部教授）・真田範行（千葉大学大学院専門法務研究科客員教授・弁護士）・高橋明男（大阪大学大学院法学研究科教授）・遠山信一郎（中央大学大学院法務研究科教授・弁護士）・古谷篤一（早稲田大学大学院法務研究科客員教授）（五十音順）

司会：宮川成雄（早稲田大学大学院法務研究科教授）

（宮川）エクスター・シンポジウム

ムのパネルディスカッションの部に入ります。パネリストだけでは議論をするのではなく、パネリストとフロアの先生方との相互の会話・討論にしたいと思います。1つ目

の論点は、守秘義務の問題です。これは、

エクスター・シンポジウムを実施する上で大きな

課題です。2つ目の論点は、「実務界で、

法科大学院の学生の質は、どのように捉え

られているのか」という問題です。エクス

ターンシップには、学生が実務を知るとい

う側面があります。他方また、実務界に法

科大学院の学生の質を認識してもらうとい

う側面もあります。この問題と関連して、

岡田正則先生から新生様への質問が届いて

います。質問内容は、「法務区分を増やすことによって、霞が関の中央省庁の公的部門で、法書が力を発揮するようにするためには、法科大学院ではどのような対応をすべきか。カリキュラムなどをどのように組み立てるべきか」です。この質問につい

ては、後ほど新生様のからご意見をいただ

きます。法科大学院のカリキュラムは、司

法試験を念頭に置き、弁護士・検察官・裁

判官の養成をメインに置いています。今後、

国家公務員の道を目指す学生たちを念頭に

置いたカリキュラムを設定することも重要

な問題になります。では、まず、守秘義務

の問題について、古谷先生から補足的なお

話を聞いた上で、フロアの先生方から

のご意見・ご質問をいただこうと思います。

（古谷）私たちとしては、学生は当然守秘

義務を強く意識しているだろうと思ってい

ました。このように過信していたところ、

私が報告しましたような事例が起こりました。

したがって、法科大学院に入ってくる

学生であれば高い倫理意識を持っていると

考えるのは、少し考え方自体がいいと

思います。今は、機会があるごとに学生に

守秘義務の問題を話しています。ただ、実

際には守秘義務だけが問題であるわけではありません。弁護士業務全般にわたって